

証券コード5935
2022年6月14日

株 主 各 位

神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21



代表取締役会長兼社長 船 木 元 旦

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、委任状を用いて賛否をご表示いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21
湘南台イーストプラザ（湘南台駅東口より徒歩2分）
元旦ビューティ工業株式会社 本社 6階 会議室
3. 目的事項
報告事項 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告ならびに計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（38頁から43頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.gantan.co.jp/ir/>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 - ・会場受付で、株主様のためのアルコール消毒液をご用意いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- 株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率向上などにより経済活動が戻りつつありましたが、建設業界においては、労務費や建設資材の高止まりに加えて世界的な景気回復にともなう資源の需要増加やコンテナ船の輸送遅延などにより、製造業でも製品の生産コスト・生産計画に影響が出始めました。さらにウクライナ情勢の影響を受けたエネルギー価格高騰により、電力や運送費上昇による悪影響も懸念されております。

このような状況のなか、当社は多数の特許や意匠登録を取得し屋根工事と同時に天井工事が可能な天井化粧材「PASTEM-2（パステム2）」の開発、販売を開始し高機能・高品質屋根の普及に取り組むことで拡販と利益確保に努めてまいりましたが、コロナ禍により建設投資が冷え込んだ時期の影響で大規模工事案件の受注も減少していたことから減収・減益となりました。

この結果、当事業年度の売上高は11,224百万円（前年同期比8.7%減）となり、その内訳は製品売上高が6,244百万円（前年同期比5.7%減）、完成工事高および進捗完成工事高が4,979百万円（前年同期比12.1%減）となりました。

損益面におきましては、営業利益は304百万円（前年同期比9.1%減）、経常利益は302百万円（前年同期比10.4%減）となり、当期純利益は169百万円（前年同期比30.0%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は110百万円であり、主に生産品目拡大のための機械装置を中心に実施しました。

3. 資金調達等の状況

当期の必要資金につきましては、自己資金および銀行からの借入金にて賄っております。

4. 財産および損益の推移

区 分	第49期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第50期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第51期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第52期 (当期) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高 (千円)	11,530,985	13,661,698	12,293,907	11,224,094
経 常 利 益 (千円)	317,039	463,276	337,772	302,437
当 期 純 利 益 (千円)	607,514	358,697	243,088	169,973
1株当たり当期純利益(円)	791.84	467.53	316.85	221.59
総 資 産 (千円)	8,649,733	9,943,637	9,067,391	9,237,956
純 資 産 (千円)	3,865,469	4,077,101	4,493,025	4,677,983

5. 対処すべき課題

我が国を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルスの感染拡大が一向に収まりをみせない中、ウクライナでの紛争発生以降の円安進行や資源高などの影響により、益々厳しさを増しております。

このような中、当事業年度は、売上高、経常利益ともに期初見通しに若干及ばなかったものの、最終利益を確保することが出来ました。

今後も、当社の強みである金属屋根製品の研究開発を強化し、新製品の営業、広告宣伝活動に引き続き注力するとともに、多様化する屋根に求められるニーズを満たすことが可能な当社独自の技術を提案していくことで、経済環境の変化に強い経営体制の確立を目指してまいります。

また、環境に配慮した製品にも積極的に取り組み、代理店会、施工元旦会、協力企業の皆様と一丸となって、今後の金属屋根業界の発展に貢献してまいりたいと考えております。

<営業戦略>

大型案件、特にスポーツ施設には、遮音性能、耐風圧強度、断熱性能などの基本性能は非常に高い水準で求められる傾向にあります。特許技術を活用し、設計段階からお客様のニーズに応える営業活動を推進してまいります。具体的には、音響性能に優れる屋根上から施工できる天井工法、大型台風に対応する高強度製品、太陽光発電製品など、地球環境の保全に貢献し、トータルでコストを抑える製品の提案を重点的に行ってまいります。

また、住宅・リフォーム分野への営業活動を強化し、元旦内樋の積極的な拡販を継続するとともに、新技術と既存技術の融合による新しい発想の提案を積極的に行い、拡販に努めてまいります。

<生産及び技術戦略>

生産部門においては、「清潔で安全な職場で、間違いのない製品を作る」のスローガンの下、重点製品の生産効率の改善と、設備の改良投資を強化してまいります。これらのアプローチにより、生産能力の向上と省人化、省力化の取り組みを実現し、余剰在庫と原価の低減に努めてまいります。技術部門においては、再生可能エネルギーに関連する技術改良やマーケティング活動を強化するとともにカーボンニュートラルの流れに対応した製品の開発を行ってまいります。

<内部管理体制の強化>

昨年度発生した不正取引に関する再発防止策の実行を推進するとともに、withコロナの時代に対応した各種制度改革を加速させます。

また、東証新市場の対応に伴うコーポレートガバナンスの見直しを行い、より強固な組織運営基盤の構築を目指します。

6. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

- (1) 金属屋根製品等の製造販売および設計施工の請負
- (2) 太陽光発電屋根、太陽光発電関連製品等の製造販売および設計施工の請負
- (3) シート防水屋根材の製造販売および設計施工の請負

当社の主要製品

分類	種目	製品名
金属屋根製品	横葺き屋根	元旦スプリングルーフ850、元旦スプリングルーフ800 元旦一文字S ダンカクルーフ260、ダンツキルーフ182 ダンカクフリールーフ、ダンツキフリールーフ
	縦葺き屋根	スフィンクスルーフ1・2・3・6型 元旦TRX、元旦TRX2・3・4・6型 ラジャールーフ、大和葺元旦
	平滑葺き屋根	マッタールーフ7・8型
	金属成型瓦	本瓦棒元旦、本瓦棒元旦'84、本瓦棒元旦'17
	折板屋根	ビューティルーフL-100・L-200、元旦折板G-160 パリアルーフ
	外壁（外装材）	元旦くろす50、元張II
	防水屋根	P&Pステンレス防水 ジャパラルーフ（二重防水システム）
	住宅屋根	断熱ビューティルーフ2型 ビューティルーフしがらみ、ラジャールーフ3型 元旦内樋、住宅換気棟 マッタールーフ7型II
その他屋根製品	シート防水屋根	サーナルーフ、元旦スチール防水
	屋根付属製品	元旦トップライト、点検口、元旦システム排煙棟 元旦システム樋、元旦軒先システム、元旦内樋（大型建築用）
	屋根下地材	元旦ユ鋼システム、元旦ボード、天井落下防止工法 P A S T E M-2
	太陽光発電屋根	ノンシャドウソーラーIII マッターソーラールーフIII
	太陽光パネル架台	サンバシステム、サンピカ 元旦ソーラーパネル取付金具、元旦ウイング
	立体トラス	テクノトラス

7. 主要な事業所および工場（2022年3月31日現在）

本 社	神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21
東 北 支 店	北海道営業所、仙台営業所、盛岡営業所、福島営業所
東 京 支 店	東京営業所、千葉営業所、北関東営業所
神奈川支店	神奈川営業所、甲信営業所、新潟営業所
中 部 支 店	名古屋営業所、静岡営業所、北陸営業所
大 阪 支 店	大阪営業所、京都営業所
中 四 国 支 店	岡山営業所、広島営業所、四国営業所
九 州 支 店	福岡営業所、熊本営業所、沖縄事務所
工 場	福島工場、山梨第一工場、山梨第二工場、岡山工場
そ の 他	白州技術センター

8. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数（前期末比増減）	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
295名（9名減）	43.9歳	14.3年

9. 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借 入 先	当 期 末 借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	370百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	315百万円

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社横浜銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金実行残高等は、以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,300百万円
借入実行残高	150百万円
差引額	1,150百万円

II. 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数……………2,916,000株
- (2) 発行済株式の総数……………771,606株
- (3) 単元株式数……………100株
- (4) 株主数……………279名
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
船木元旦	198,620株	25.8%
全国元旦代理店持株会	80,900	10.5
船木商事有限会社	72,400	9.4
船木清子	63,140	8.2
元旦取引先持株会	33,150	4.3
関東甲信越元旦会持株会	31,050	4.0
元旦ビューティ工業役員持株会	26,322	3.4
日鉄鋼板株式会社	25,100	3.2
元旦ビューティ工業従業員持株会	22,374	2.9
戸堂耕造	21,100	2.7

(注) 持株比率については、小数点第二位以下を切り捨てて表示しております。
また自己株式（4,676株）を控除して算出しております。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	船 木 亮 亮	
取締役会長	船 木 元 旦	
取締役副社長	加 藤 誠 悟	営業本部長 兼 特販部長 兼 販売促進部長
取 締 役	岡 部 竜 司	営業本部副本部長 兼 営業部長
取 締 役	南 元 一	日本インシュアランスグループ株式会社 代表取締役会長 一般社団法人国際物流総合研究所 代表理事
常 勤 監 査 役	堀 内 明	
監 査 役	殿 木 輝	公認会計士・税理士
監 査 役	岸 井 幸 生	公認会計士・税理士

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次の通りであります。

退任

常務取締役 有馬修氏は2021年6月29日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

取締役 増田一郎氏は2021年6月29日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

2. 取締役 南元一氏は「会社法」第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 殿木輝、岸井幸生の両氏は「会社法」第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役 殿木輝、岸井幸生の両氏は、公認会計士、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	196,445千円 (5,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,560千円 (2,640千円)
合 計	10名	207,005千円

※当社は業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておりません。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、決定方針）を決議しております。

① 決定方針の概要

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

② 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては代表取締役社長が取締役会の決議および決定方針と整合性を検討し決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、1992年6月25日開催の第22回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。なお、第22回定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名であります。

また、監査役の報酬の額は、1992年6月25日開催の第22回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。なお、第22回定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別報酬額は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 船木元且が具体的な内容の決定につき委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬額と評価配分とします。委任した理由は、代表取締役社長という立場が当社では各部門を統括するものであり、各取締役の職責を評価するには最も適していると判断したためであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者との重要な兼任状況

社外取締役 南元一氏は日本インシュアランスグループ株式会社代表取締役会長および一般社団法人国際物流総合研究所代表理事を兼任しております。当社と兼任先との間には特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

(2) 他の法人等の社外役員との重要な兼任状況

該当事項はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 取締役会等への出席状況および発言状況等

区分	氏名	主な活動状況および社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	南 元一	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、他の会社の役員として培われた専門的な知識・経験を、当社の経営に基づいた意見を述べております。
社外監査役	殿木 輝	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	岸井幸生	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、意見を述べております。

※社外取締役の南元一氏は取締役会では専門的かつ中立的な立場

から監督、助言を行うなど、積極的に意見を述べ、意思決定、業務執行の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 37,350千円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 37,350千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

V. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」に基づき、定例取締役会を毎月1度開催しております。また決算取締役会を四半期毎に開催しております。
- (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っております。
- (3) 「取締役会規程」において、①重要な財産の処分および譲受、②部門長の任命ならびに昇格・配転に関する事項などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。
- (4) 監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、保存および廃棄等の管理方法を文書管理規程等社内規程に定め適切に管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は経営の最重要課題のひとつであり、その実践および徹底が経営の基盤であるとの認識の下、リスク管理規程を制定し、リスクの発生を防止し、低減するための活動を総合的に進めております。

新規事業や開発投資等の事業リスクおよび経営上重要と考えられるリスクについては、取締役会で審議を行い、対応方針を決定しております。

事業継続が脅かされる緊急事態、特に地震等の自然災害については、事業継続計画の一環としての「災害対策マニュアル」に従って、その周知徹底を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 激しく変化する経営環境に対応し、会社の抱える課題等に迅速かつ正確に対応するため、取締役の権限・責任を強化することにより、経営の効率化を図っております。
- (2) 取締役会は各取締役の業務担当を定め、各取締役は担当組織の部門長を管理・監督しております。
- (3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各部門長が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。
- (4) 経営や業務運営に係る重要事項を審議することを目的に、原則月1回経営連絡会を開催し、特に重要な事項は取締役会に上程しております。

5. 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業倫理に関する方針・行動規準」に従って、使用人に周知徹底を図ると共にコンプライアンスについて会議や研修を通じて啓蒙活動を行っております。
- (2) 内部監査室は「内部監査規程」等に基づき監査を行い、コンプライアンス違

反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見されたときには、社長および監査役に通報しております。

- (3) 使用人がコンプライアンス違反等を発見した場合に通報または相談ができる体制として内部通報窓口を設置し、運用しております。

6. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得るものとします。
- (2) 監査役職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - ① 内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
 - ② 内部監査部門の活動状況
 - ③ 重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ④ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤ 内部通報制度の運用および通報の内容
 - ⑥ 監査役から要求された契約書類、稟議書および会議議事録の回付
- (3) 監査役に報告を行った取締役および使用人が、報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱を受けないことをコンプライアンス研修などを通じ、周知徹底しております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定期的に監査役と情報交換を行っております。
- (2) 取締役および使用人は、定期的な監査役のヒアリング、巡回ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告しております。
- (3) 取締役会は、内部監査組織である内部監査室に、監査役との連携、適切な役割分担および情報交換等を行わせ、監査役の監査が実効的に行われるよう協力しております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、取引を含めた一切の関係を遮断します。

(1) 対応統括部門の設置

総務部を対応統括部門、総務部長を不当要求防止責任者として、不当要求に対しては経営陣および関係部門を含めた組織全体で対応しております。

(2) 外部専門機関との連携

所轄警察署、神奈川県企業防衛対策協議会および弁護士等の外部専門機関と連携を密にし、情報収集および対応への相談を行っております。

(3) 社内研修活動の実施

「反社会的勢力対応マニュアル」による徹底を図るほか、通達による情報配信、会議、研修等を通じて周知徹底しております。

11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行

当期は定例取締役会を月1度、年12回開催したほか、四半期決算取締役会を3回、決算取締役会を1回開催し、経営方針等の重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行について報告を受けました。

取締役会には社外取締役を含む取締役および監査役が出席し、活発な議論を展開しております。

業務の執行に関しては代表取締役社長を中心に、業務執行取締役が職務権限規程に則り効率的かつ迅速な意思決定を行っております。

(2) 内部監査の実施

「内部監査規程」に基づき、内部監査室が「内部統制監査計画書」を作成し、計画書に沿った当該部門の実地監査を行いました。監査結果については、代表取締役社長および監査役会へ報告を行うとともに、その概要を当該部署へフィードバックすると共に、問題点については速やかな是正に努めました。

(3) 監査役の職務の執行

監査役会で協議決定した監査方針および監査計画に基づき監査を実施しました。監査実施に当たっては代表取締役との意見交換を適時実施したほか、社外取締役や内部監査室との連携を密にし、監査の実効性の向上に努めました。監査役会は定例12回、臨時2回を開催し、各監査役からの報告に基づく監査状況について協議し、改善点等の早期是正に取り組みました。また、定例取締役会12回、四半期決算取締役会3回、決算取締役会1回の計16回のすべての取締役会に出席し、監査役の立場からの意見を述べております。

VI. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額および株式数等については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,293,611	流動負債	3,875,867
現金及び預金	851,432	支払手形	83,107
受取手形	153,652	電子記録債務	1,560,291
電子記録債権	563,317	買掛金	363,202
売掛金	966,738	工事未払金	216,916
完成工事未収入金	443,671	短期借入金	850,000
契約資産	466,327	1年内返済予定の長期借入金	35,000
製品	592,796	未払金	222,230
仕掛品	7,881	未払法人税等	91,169
未成工事支出金	178,567	契約負債	175,118
原材料	913,543	製品保証引当金	40,565
未収入金	27,678	工事損失引当金	1,697
その他	142,094	設備関係支払手形	68,496
貸倒引当金	△14,090	その他	168,072
固定資産	3,944,345	固定負債	684,106
有形固定資産	2,670,308	繰延税金負債	141,207
建物	896,345	退職給付引当金	520,531
構築物	24,138	役員退職慰労引当金	11,021
機械及び装置	285,752	その他	11,346
車両運搬具	3,685		
工具、器具及び備品	15,851	負債合計	4,559,973
土地	1,442,583	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,951	株主資本	4,204,399
無形固定資産	229,368	資本金	1,266,921
ソフトウェア	210,630	利益剰余金	2,955,551
その他	18,738	利益準備金	31,842
投資その他の資産	1,044,668	その他利益剰余金	2,923,709
投資有価証券	802,200	繰越利益剰余金	2,923,709
破産更生債権等	104,242	自己株式	△18,072
会員権	97,918	評価・換算差額等	473,583
その他	232,834	その他有価証券評価差額金	473,583
貸倒引当金	△192,526	純資産合計	4,677,983
資産合計	9,237,956	負債・純資産合計	9,237,956

損益計算書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,224,094
売 上 原 価		7,720,432
売 上 総 利 益		3,503,662
販売費及び一般管理費		3,199,279
営 業 利 益		304,382
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,465	
そ の 他	30,274	42,740
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,336	
そ の 他	33,348	44,684
経 常 利 益		302,437
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,378	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	834	2,213
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	4,139	
減 損 損 失	1,600	5,739
税 引 前 当 期 純 利 益		298,911
法人税、住民税及び事業税	119,918	
法 人 税 等 調 整 額	9,019	128,937
当 期 純 利 益		169,973

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日)
(至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2021年4月1日残高	1,266,921	26,856	2,757,468	2,784,324	△17,122	4,034,123
会計方針の変更による累積的影響額			51,117	51,117		51,117
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,266,921	26,856	2,808,585	2,835,441	△17,122	4,085,240
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		4,986	△54,849	△49,863		△49,863
当期純利益			169,973	169,973		169,973
自己株式の取得				—	△950	△950
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—		—
事業年度中の変動額合計	—	4,986	115,123	120,109	△950	119,159
2022年3月31日残高	1,266,921	31,842	2,923,709	2,955,551	△18,072	4,204,399

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	458,902	458,902	4,493,025
会計方針の変更による累積的影響額		—	51,117
会計方針の変更を反映した当期首残高	458,902	458,902	4,544,142
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		—	△49,863
当期純利益		—	169,973
自己株式の取得		—	△950
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	14,681	14,681	14,681
事業年度中の変動額合計	14,681	14,681	133,840
2022年3月31日残高	473,583	473,583	4,677,983

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ方法により算定）

未成工事支出金……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建	物	15年～38年							
構	築	物	10年～30年						
機	械	及	び	装	置	10年～17年			
車	両	運	搬	具	4年				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製品保証引当金……………製品販売後の無償補修費用の支出に充てるため、売上高に過去の実績率を乗じた額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 製品販売および販売運賃収入

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(2) 工事契約

工事契約に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日時点での工事の現場進捗度及び顧客への請求度合いが、当初契約金額に対して占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 代理人取引

代理人に該当する取引について、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

長期借入金の一部について、取締役会決議に基づき将来の金利上昇リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。当該デリバティブ取引については、財務部が実行管理を行い、特例処理（金利スワップを時価評価せずに当該金利スワップに係る金銭の受払の純額を金利変換の対象となる負債に係る利息に加減する方法）を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準等」という。）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

(1) 工事契約に係る収益

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日時点での工事の現場進捗度及び顧客への請求度合いが、当初契約金額に対して占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(2) 代理人に該当する取引

従来は他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額を収益として認識しておりましたが、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。

(3) 製品販売に伴う顧客から回収する運送費

従来は回収時に「販売費及び一般管理費」の「運送費」より控除しておりましたが、顧客と約束したサービスの移転と交換に顧客から対価を受取る権利を得ることから収益として認識し「損益計算書」の「売上高」に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高が1,297,137千円増加し、売上原価は670,634千円増加し、販売費及び一般管理費は269,990千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ356,512千円増加しています。また、繰越利益剰余金の当期首残高は51,117千円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金」および「契約資産」に含めて表示することとしました。また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」を、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

① 工場財団

建物	51,398千円
構築物	4,422
機械及び装置	18,868
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	77
土地	160,447
計	<u>235,213千円</u>

② その他

建物	185,435千円
土地	492,131
計	<u>677,566千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	650,000千円
1年内返済予定の長期借入金	35,000
計	<u>685,000千円</u>

※なお、上記債務の他、割引手形債務が776,827千円存在しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,785,850千円

3. 受取手形割引高 776,827千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

771,606株

2. 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

4,676株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	49,863	利益剰余金	65	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に帰属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	57,519	利益剰余金	75	2022年3月31日	2022年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に金属屋根製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等に限定した運用をし、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び工事未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先を担当する各所属長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関とのコミットメントラインの設定や当座貸越を活用することで流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	802,200	802,200	-
資産計	802,200	802,200	-
1年内返済予定の長期借入金	35,000	34,999	0
負債計	35,000	34,999	0

(注)「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「完成工事未収入金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	802,200	—	—	802,200
資産計	802,200	—	—	802,200

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	34,999	—	34,999
負債計	—	34,999	—	34,999

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処置によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、山梨県その他の地域において、賃貸用の工場を有しております。また、将来の使用が見込まれていない遊休不動産（休止中の夕張工場等）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
162,013	199,200

(注1) 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
原材料評価損	52,749千円
製品評価損	14,575
製品保証引当金繰入限度超過額	12,404
貸倒引当金損金算入限度超過額	63,991
会員権評価損	28,415
退職給付引当金	159,178
減損損失	72,759
その他	18,832
繰延税金資産小計	422,907千円
評価性引当額	△355,498
繰延税金資産合計	67,409千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	208,616千円
繰延税金負債合計	208,616千円
繰延税金負債の純額	141,207千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8
住民税均等割等	8.0
受取配当金益金不算入額	0.3
評価性引当額の増加額	1.1
その他	2.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1%

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、勤務期間が2年以上の従業員が退職する場合に、当社退職金規程に基づきポイント制度により退職金を支払うこととなっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	506,406千円
勤務費用	50,093
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	△7,487
退職給付の支払額	△42,761
退職給付債務の期末残高	<u>506,250千円</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	<u>506,250千円</u>
未積立退職給付債務	506,250
未認識数理計算上の差異	14,281
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>520,531千円</u>
退職給付引当金	520,531
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>520,531千円</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	50,093千円
利息費用	-
数理計算上の差異の費用処理額	△839
その他	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>49,253千円</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.2%
-----	------

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	金属屋根事業
一時点で移転する製品及びサービス	
横葺き屋根製品	808,415
縦葺き屋根製品	1,689,847
折板屋根製品	753,960
太陽電池関連製品	569,791
スチール防水屋根製品	124,993
シート防水製品	56,088
金属製樋製品	112,157
屋根工事	2,468,779
販売運賃収入	269,990
その他	1,859,153
小計	8,713,176
一定の期間にわたり移転するサービス	
屋根工事	2,510,918
小計	2,510,918
合計	11,224,094

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

(1) 金属屋根等製品販売

当社は材料を仕入れて自社または外注加工業者で加工を行った製品、あるいは製品を仕入れて、当社代理店や建設会社等の顧客に販売を行います。

国内製品販売に係る収益については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるために代替的な取り扱いを適用し、出荷した時点で収益を認識しております。

海外製品販売に係る収益については、顧客との契約に基づく引渡条件に応じて当該製品の支配が顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

一部製品については、仕入先メーカーより顧客へ直送されますが、国内への直送に限定されるため支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である為に、顧客納品日の1営業日前を出荷日とし、出荷した時点で収益を認識しております。この直送製品は当社の主要販売品である屋根システムに組み込まれるなどの一定の基準を満たす場合には本人としての取引として判断しております。

代理人に該当する取引については、従来は他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額を収益として認識しておりましたが、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した

純額を収益として認識する方法に変更しております。

製品保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従っているという保証を顧客に提供するもので、追加の保証サービスは伴わないものであり、製品保証引当金として認識しております。製品販売における対価の受領期間は短期であり、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

製品販売に伴う顧客から回収する運送費については、従来は回収時に「販売費及び一般管理費」の「運送費」より控除しておりましたが、顧客と約束したサービスの移転と交換に顧客から対価を受取る権利を得ることから収益として認識し、運送の目的物である製品の収益と同じ時点である出荷時点で収益を認識しております。

(2) 金属屋根工事契約

当社では、主に国内のゼネコンや建設業者、ハウスメーカーなど大型施設から個人住宅まで、当社製造製品を用いた屋根工事を請け負っております。

工事契約に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日時点での工事の現場進捗度及び顧客への請求度合いが、当初契約金額に対して占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

3. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,556,868
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,127,379
契約資産(期首残高)	13,213
契約資産(期末残高)	466,327
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	175,118

契約資産は、工事契約のうち進捗度に基づき収益を認識した対価に対する当社の権利に関するものであり、同一物件の前受金を控除した差額であります。契約負債は、工事契約に対する前受金であり、工事契約のうち進捗度に基づき収益を認識した対価に対する当社の権利に関する部分を控除した額であります。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	1,352,184

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	船木商事有限会社(注3)	(被所有)直接9.4%	事務所の賃借	事務所の賃借	17,328	流動資産(その他)	1,444
						投資その他の資産(その他)	6,950

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 船木商事有限会社との価格その他の取引条件は、近隣の市場相場等を勘案し価格交渉の上、決定しております。

(注3) 当社役員船木元旦及び船木亮亮の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,099円	32銭
1株当たり当期純利益	221円	59銭

重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少（減資）

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、「資本金の額の減少（減資）の件」を2022年6月29日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産の額に変更はなく、株主の所有株式数や1株あたり純資産額に影響はありません。

(2) 減資の要領

①減少する資本金の額

資本金の額1,266,921,109円を1,166,921,109円減少して、100,000,000円と致します。

②減資の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 減資の日程（予定）

① 取締役会決議	2022年5月16日
② 株主総会決議	2022年6月29日（予定）
③ 債権者異議申述公告日	2022年6月29日（予定）
④ 債権者異議申述最終期日	2022年7月29日（予定）
⑤ 減資の効力発生日	2022年8月1日（予定）

(4) その他の重要な事項）

純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大による当社事業への影響は、徐々に落ち着いていく傾向にありますが、決算日後1年程度は設備投資の延期・縮小などが発生し業績に影響が及ぶものと予想し、2023年3月期は工事案件受注の減少や工事進捗の遅れなどによる営業収益減少を仮定して、会計上の見積りを行っています。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報等を踏まえたものであり不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期やその他の状況の経過により影響が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌期以降の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

元旦ビューティ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 澤田 修一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山崎 光隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、元旦ビューティ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

元旦ビューティ工業株式会社 監査役会

常勤監査役	堀 内 明	Ⓔ
社外監査役	殿 木 輝	Ⓔ
社外監査役	岸 井 幸 生	Ⓔ

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

元旦ビューティ工業株式会社
代表取締役会長兼社長 船木元旦

2. 議案および参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

1. 資本金の額の減少の目的

本議案は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。本議案は、「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であるため、純資産額に変動はなく、当社の支払能力や業績に影響を与えるものではありません。

なお、本議案による発行済株式総数及び純資産の額に変更はなく、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 資本金の額の減少内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額1,266,921,109円を1,166,921,109円減少して、100,000,000円と致します。

(2) 減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 債権者異議申述公告日

2022年6月29日（予定）

(4) 債権者異議申述最終期日

2022年7月29日（予定）

(5) 減資の効力発生日

2022年8月1日（予定）

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、企業体質の強化および新たな事業展開のための内部留保の充実化を図ると共に株主の皆様への利益還元にあたっては、中長期的な見通しに立った投資計画、キャッシュ・フローおよび財務体質等を総合的に判断して安定的な配当に努めてまいります。なお、当事業年度につきましては業績等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき75円 総額 57,519,750円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第43条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第16条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 定款第15条の規定の新設は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については従前のおりとする。</p> <p>3. 本附則は施行日から6か月を経過した日にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役船木元旦、加藤誠悟、岡部竜司、船木亮亮、南元一の5名は本総会最終の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ふな き もと かつ 船 木 元 旦 (1942年1月1日生)	1965年4月 個人にて船木板金工業を創業 1971年4月 船木鉄板株式会社（現元旦ビューティ工業株式会社）設立 代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役会長 2014年6月 当社代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役会長 2017年6月 当社取締役会長 2022年4月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	198,620株
か とう せい ご 加 藤 誠 悟 (1966年9月1日生)	1991年7月 当社入社 2011年4月 当社執行役員中四国支店長 2015年6月 当社執行役員営業副本部長兼大阪支店長 2016年4月 当社執行役員営業本部長 2016年6月 当社取締役執行役員営業本部長 2017年3月 当社取締役執行役員営業本部長兼生産・技術本部長兼特販部長兼生産調達部長兼技術部長 2017年4月 当社常務取締役執行役員営業本部長 2018年10月 当社専務取締役執行役員営業本部長兼特販グループ長 2019年4月 当社代表取締役専務取締役営業本部長兼管理本部長兼特販グループ長 2020年4月 当社代表取締役副社長営業本部長兼特販グループ長 2020年10月 当社取締役副社長営業本部長兼特販グループ長 2021年4月 当社取締役副社長営業本部長兼特販部長兼販売促進部長 2022年4月 当社取締役副社長営業本部長兼特販事業推進部長兼販売促進部長（現任）	300株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おかべりゅうじ 岡部竜司 (1962年9月12日生)	1985年2月 当社入社 1997年4月 当社藤沢支店長 1998年3月 当社神奈川支店長 2008年4月 当社執行役員東京支店長 2013年4月 当社執行役員営業本部東日本統括 2015年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東日本地区管掌兼工務部管掌 2016年4月 当社執行役員営業本部副本部長 2018年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長 2019年4月 当社取締役営業本部副本部長 2021年4月 当社取締役営業本部副本部長兼営業部長 2022年4月 当社取締役(現任)	2,350株
ふなきあきふさ 船木亮亮 (1970年5月14日生)	2001年10月 当社入社 イオン事業部次長 2001年11月 当社第三営業本部長兼イオン事業部長 2004年7月 当社執行役員第二営業本部長 2005年4月 当社執行役員営業本部長 2005年6月 当社専務取締役営業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長兼海外事業部長 2014年6月 当社取締役会長 2016年4月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役社長兼統括執行役員 2019年4月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社取締役相談役(現任)	14,780株
みなみもといち 南元一 (1949年2月19日生)	1971年4月 ジャパン・ライン株式会社(現株式会社商船三井)入社 1977年1月 大洋製鋼株式会社(現日鉄鋼板株式会社)入社 1979年6月 同社 取締役 1981年6月 同社 常務取締役(船橋工場長) 1995年6月 同社 代表取締役社長 2002年10月 日鉄鋼板株式会社 最高顧問 2012年7月 日本インシュアランスグループ株式会社 代表取締役 2014年6月 一般社団法人国際物流総合研究所 理事 2015年5月 一般社団法人国際物流総合研究所 代表理事(現任) 2019年6月 日本インシュアランスグループ株式会社 代表取締役会長(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 南元一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要、社外取締役としての独立性および社外取締役との損害賠償に関する責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 南元一氏につきましては、他の会社の役員として培われた専門的な知識・経験を有しており、当社取締役会においても積極的に意見をいただくなど社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、当社の社外取締役として適任と判断し、社外取締役としてお願いするものであります。同氏には上記の広範囲な知識、経験に基づく外部的な視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。
- なお、本総会終結時における社外取締役在任年数は2年となります。
- ② 南元一氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）となったことはありません。
- ③ 南元一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 南元一氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤ 南元一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ⑥ 南元一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 社外取締役との損害賠償に関する責任限定契約について
- 当社と南元一氏との間においては責任限定契約を締結しております。南元一氏の再任が承認された場合、同氏と会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の損害賠償に関する責任限定契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

神奈川県藤沢市湘南台一丁目1番地21

湘南台イーストプラザ

元旦ビューティ工業株式会社 本社 6階 会議室



交通機関

小田急江ノ島線、横浜市営地下鉄、相鉄いずみ野線

湘南台駅東口より徒歩2分

(駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。)